

総務建設常任委員会会議記録

令和5年6月9日開催

令和5年第2回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 桐原直紀
副委員長 花堂晴美
委員 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 向笠達也
委員 田代 稔
委員 海野豊彦

(概 要)

議案第29号 令和5年度清水町一般会計補正予算（第3回）について

本案は、6月5日に本委員会に付託され、6月9日に、委員全員と、当局から所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から地方債補正及び歳入の説明を受け質疑に入りました。質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。

最初に委員から「ふれあい農園の整備工事費の内容と目的は。」とただしたところ、「柿田の町民農園の隣接地の田を畑にして、町民農園を拡張するものです。」との答弁がありました。

次に委員から「ふれあい農園は、新規就農者の育成も目的にするとのことだが、新規就農者には支援が必要ではないか。」とただしたところ、「JAふじ伊豆の農業実践研修プログラムを活用することを考えています。」との答弁がありました。

次に委員から「児童遊園地の改修工事の場所と内容は。」とただしたところ、「外原児童遊園地のトイレと下徳倉児童遊園地のフェンスの改修を予定しています。」との答弁がありました。

次に委員から「児童遊園地の改修工事について、住民からの要望などを反映させるため、どのように対応しているのか。」とただしたところ、「各区からの事前要望を踏まえ、老朽化や安全性などを考慮し、順次、優先度の高い必要なものから実施しています。」との答弁がありました。

次に委員から「移住・就業支援事業の内容と対象は。」とただしたところ、「移住・就業支援の補助事業であり、補正前の補助額は、単身世帯が60万、単身世帯以外の世帯が100万円、子供1人当たりの加算が30万円でした。今回、子供1人当たりの加算を100万円に増額したため、ここで補正するものです。」との答弁がありました。

次に委員から「県外からの移住・定住者に、どのように周知しているのか。」とただしたところ、「町のホームページに「清水町に移住を考えている方へ」というコーナーを設けたり、県が主催する東京の移住相談会などに積極的に参加するようにしています。」との答弁がありました。

次に委員から「清水町は、住みやすい環境なので、そのよさを生かして、テレワークなどの環境を整えていくことも必要であると思う。」との意見がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和5年度 清水町一般会計補正予算（第4回）について

本案は、6月5日に本委員会に付託され、6月9日に、議案第29号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から歳入の説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。質疑なく、次に、歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について

本件は、6月5日に本委員会に付託され、6月9日に議案第31号の審査終了後、同委員と、当局から参考意見を聴くため、産業観光課長の出席を得て、審査に入りました。

始めに、陳情書の概要について事務局から説明を受けました。

最初に、委員会から「物価高騰が激しい状況の中、国や県でも、給付金等の対策を行っているが、限界がある。働く人に適正な給与を支給し、生活を保障することが正しいのではないか。中小企業は、賃金を上げたいが、厳しい経済状況で上げられないところだと思う。この陳情は、最低賃金の改善とともに、中小企業の支援の拡充も求めており、採択すべきと考える。」との意見がありま

した。

次に、委員会から「最低賃金が毎年改定をされている現状において、全国一律最低賃金制度が、すぐに実現できるものであるのか。中小企業に対する補助については、企業としての努力が必要な部分もあるし、単発的な補助だけでは難しい部分もあると思う。陳情の内容をもう少し精査するべきと考える。」との意見がありました。

次に、委員会から「経済対策は、国が全て一律に決めるのではなく、地域ごとに考えることが必要である。最低賃金の引上げの必要性は否定し難いが、職種別の最低賃金の活用が必要だと思う。全国一律最低賃金にした場合、所得制限がある女性の雇用の減少や設備投資の抑制が予測され、生産性の向上にはつながらないのではないかと思うので、陳情の内容をもう少し考慮したほうがよいと考える。」との意見がありました。

次に、委員から、「陳情に対して様々な意見があったが、この陳情は、団体の調査に基づいたものであり、議会としては、精査した上で、検討、審議することが必要であると考え、審議日程等を考えると時間的に困難だと思われるので、次期定例会までの閉会中の継続審査にするべきと考える。」との動議が提出され、委員に諮ったところ、採決の結果、全員賛成をもって、陳情1号を次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和5年6月20日

総務建設常任委員長 桐原直紀